

## 長野県生涯学習推進員認定要領

### (趣旨)

第1 この要領は、長野県における生涯学習の推進を図るため、長野県生涯学習推進センター（以下「センター」という。）が実施する講座の受講者のなかから、特に生涯学習推進のリーダーとしてその資質の向上に努めた者に長野県生涯学習推進員（以下「学びの達人」という）として認定することについて、必要な事項を定める。

### (認定基準)

第2 センター主催講座を受講した者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

なお、対象年度は前年度と当該年度2年間とする。

(1) センター所長が指定する講座の中から5講座を終了した者

(2) センター所長が、特に認めた者

### (受講の証明)

第3 センター所長は、第2の講座を終了したことを証明するため、受講者に「まなびいカード」（様式1）を交付し、各講座を終了したときは受講証明シールを交付する。

2 受講者は、シールの交付を受けたときは、速やかに、カードの当該講座欄に貼付する。

### (認定及び認定証の交付)

第4 センター所長は、年度ごとに第2のすべての講座終了後、認定基準に該当する者の名簿を作成し、該当者に確認の上「学びの達人」として認定する。

2 認定基準に該当した受講者は、センター所長から認定の確認がない場合、カードを添えて「学びの達人」の認定を請求することができる。

3 センター所長は、「学びの達人」として認定した者に認定証（様式2）を交付する。

4 前項の認定証を交付された者は、次年度以降に再び認定基準に該当しても、認定証の交付対象とはしない。

### (認定者)

第5 センター所長は、「学びの達人」認定者を本人の承諾を得てセンターのホームページに氏名及び市町村名を掲載する。掲載する市町村名については、本人の希望を考慮して居住地か在勤地のどちらかとする。

2 センター所長は、「学びの達人」認定者から当該地域における課題並びにセンターの講座等について意見を聞くことができる。

### (補足)

第6 第2第1項に規定するセンター所長が指定する講座は、毎年度当初、別に定める。

### 附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。